

# 植物品種等海外流出防止総合対策事業についての問答集

## I 応募について

(問1) 応募採択は先着順か。

(答) 先着順ではありません。

応募のあった案件については、公募期間（6月15日（木）締め切り）終了後に一括審査を行い、採択予定案件を決定します。

(問2) 1品種につき何か国まで応募できるのか。

(答) 制限はありませんが、複数の国に出願を希望される場合は、優先順位をつけて応募してください。当方で、応募状況と出願を希望される国の重要性（応募者の希望と我が国にとっての重要度等）、予算額等を考慮して採択していく方針です。採択に当たって、なぜその国を優先的に希望されるのかをお聞きすることがありますので、よろしくお願ひします。

(問3) 出願品種の販売の状況を記載することになっているが、どのようなことが求められているのか。(権利を譲渡した、あるいは販売を開始した時期を記すのか、販売・普及状況を記すのか)

(答) 出願品種の販売の状況については、未譲渡性（外国への出願では、譲渡や販売してから4年（木本性植物は6年）経過したものは出願できないという規定）を判断するものですので、権利を譲渡した、あるいは販売を開始した時期を記述して下さい。

(問4) 出願要件に「海外において当該品種の品種登録出願を行うことが我が国農産物の輸出力強化につながるものであること」とあるが、何を基準に判断するのか。応募申請書のどの項目で、何を記述すれば良いのか。

(答) 出願品種の種類、出願希望国及び海外品種登録出願を行う目的で判断します。

## II 相談窓口について

(問5) 相談窓口はどこに設置されるのか。

(答) 東京と大阪に設置しました。

東京は、

- ・平木国際特許事務所 TEL 03-5425-1800
- ・HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK TEL 03-3433-5810
- ・CLS 日比谷東京法律事務所高橋弁護士 TEL 03-5251-6051

大阪は、

- ・HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK TEL 06-6351-4384

です。

(問6) 知己の弁護士や弁理士に相談した費用も対象になるのか。

(答) 相談概要（日時、機密に触れない範囲での相談内容）を記述した資料と当該弁護士や弁理士からの請求書（当該弁護士や弁理士が所属する事務所の規定など請求金額の根拠を示すものを添付）を提出していただければ、助成対象とすることが出来ます。なお、場合によっては当該弁護士等の実績を確認する資料の提供を求める場合もありますので、ご注意ください。

## III 海外出願経費について

(問7) 具体的には、どんな経費が助成対象になるのか。

(答) 海外出願にかかる費用としては、以下のものが助成対象になります。

①国内で発生する経費

出願申請書作成費、翻訳費、補正資料作成経費、提出種苗輸送経費（通関経費等）、通信運搬費、その他これら出願に付帯する費用

②国外で発生する経費

出願申請費、登録費、補正資料作成経費、栽培試験費、翻訳費、通信運搬費、その他これら出願に付帯する費用

(問 8) 助成の仕組みは具体的にはどのように考えているのか。

(答) 育成者が直接海外代理人を通じて出願される場合、指定された出願代理人を通す場合、指定されていない出願代理人を通す場合によって、それぞれ以下を基本にしたいと考えています。

①国内の指定代理人を通す場合

指定代理人から当方に助成額を請求し、請求に基づいて3ヶ月以内に支払います。(育成者には指定代理人から別途請求(助成額を除いた1/2相当額)がきますので、自己負担分の経費をお支払いください)

②育成者が直接出願される場合

助成対象経費を育成者が支払い、その領収書を基に助成額(経費の1/2以内)を当方に請求してください。請求に基づいて3ヶ月以内に支払います。

③指定されていない国内の代理人を通す場合

個別に当方にご相談ください。

(問 9) 指定代理人は、東京の弁護士事務所だけか。地元の弁護士や弁理士を代理人とすることは出来ないか。

(答) 指定代理人は、東京と大阪におきます。

東京は、

- ・平木国際特許事務所 TEL 03-5425-1800
- ・HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK TEL 03-3433-5810
- ・CLS 日比谷東京法律事務所高橋弁護士 TEL 03-5251-6051

大阪は、

- ・HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK TEL 06-6351-4384

です。

地元の弁護士や弁理士を出願代理人として希望される場合は、当該弁護士や弁理士及び所属事務所の規定の整備状況などを確認する必要がありますので、個別にご相談ください。

(問 10) いつまでに発生した経費が助成対象となるのか。  
来年度以降に繰り越しての執行は可能か。

(答) この事業は平成29年度の予算での措置ですので、平成30年3月31日までに発生した経費が対象です。